

セディナE T Cカード利用約款

第 1 条 (目 的)

1. この約款は、東洋ハイウェイ協同組合（以下、「甲」という。）が、株式会社セディナから「セディナE T Cカード法人会員」と認定され、甲所属の組合員のうち株式会社セディナがカード使用者として適格と認めた者（以下、「乙」という。）に対してセディナE T Cカード（以下、「カード」という。）を貸与するにあたり、カードの利用に関する必要な事項を定めます。

第 2 条 (カードの利用範囲)

1. カードは、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、首都高速道路株式会社（以下、「各高速道路株式会社」という。）の有料道路において、E T Cシステムを利用した通行料金の支払いに利用することが出来ます。

第 3 条 (カードの利用資格)

1. カードの利用資格は、甲に所属する組合員で、甲及び株式会社セディナから適格と認められた乙に限られます。

第 4 条 (利用できる車両の範囲)

1. カードの利用車両は、前条規定の乙が正当な使用权を有し、自己のための運行の用に供する車両に限られます。
2. 利用車両の名義は、法人の場合は会社名義に限られ、個人事業者の場合は代表者名義に限られます。但し、他の名義であっても正当な所有権、使用权を証明出来れば利用車両とすることが出来ます。

第 5 条 (E T C車載器の搭載義務)

1. 前条規定の利用車両にはE T C車載器を搭載する義務があります。

第 6 条 (カードの利用申込)

1. カードの利用承認を受けようとする者は、以下の書類を甲に提出して下

さい。

- ① セディナE T Cカード法人会員カード使用者申込書
- ② 利用する車両の車検証の写し
- ③ E T C車載器管理番号
- ④ 金融機関の口座振替依頼書（上記①にセットされています。）
- ⑤ その他甲が必要とする書類

第 7 条 （カードの利用承認）

1. 甲は、前条規定の申込書類を受領したときは、速やかにカード利用の可否を審査し、株式会社セディナに最終審査を依頼するものとし、カードの発行をもって利用承認したものと致します。
2. 利用承認の結果、カードの貸与は、甲を経由して行うものと致します。

第 8 条 （カードの交付）

1. 乙は、カードを交付された時は、甲が発送した簡易書留の受領印を以って、カード受領書に換えるものと致します。
2. 乙は、カード取扱管理者（以下、「管理者」という。）を定め、交付を受けたカードを善良な管理者の注意をもって管理して下さい。

第 9 条 （カードの利用及び取扱いについて）

1. 次に掲げる者以外は、カードを利用出来ません。
 - ① 乙
 - ② 乙の使用人その他の従業員
2. カードは、甲に届出した利用車両のE T C車載器にセットしてE T C専用レーンを通過することにより、通行料金を決済することが出来ます。

第 10 条 （マイレージの還元）

1. 乙の利用するカード毎の通行料金で各高速道路株式会社所定のポイント還元額を算出する。

第 11 条 （通行料金等の決済）

1. 甲は、第 10 条で算出した還元額を乙の利用額から差し引き「カード請求書」により月間利用額を乙に請求致します。
2. 前項の請求に基づき、甲が定める指定日にカード利用者指定金融機関の口座より通行料金等を引落し致します。

3. 甲は、カード毎の走行明細（還元額を適用した利用分含む）について「通行料金等カード明細書」を乙へ送付致します。

第12条（期限の利益の喪失）

1. 乙は、乙が次のいずれかの事由に該当した場合、本約款に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、債務の全額を直ちに支払うものと致します。
 - ① 自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき、または一般の支払いを停止したとき。
 - ② 差押、仮差押、仮処分の申立てまたは滞納処分を受けたとき。
 - ③ 自己破産手続開始、民事再生手続開始、任意整理、特別清算、会社更生その他法律上の倒産処理手続の申立てがあったとき。
 - ④ 甲に支払うべき債務の履行を遅滞したとき。
 - ⑤ 甲よりカード利用の承認取り消し処分を受けたとき。

第13条（遅延損害金）

1. 乙は、甲に対する支払を遅滞した場合、支払期日の翌日から支払日まで、また期限の利益を喪失した場合はその残債務全額に対し期限の利益喪失の日から完済の日まで、年14.6%（1年を365日とする日割計算）の割合による遅延損害金を支払うものと致します。

第14条（支払い保証）

1. 甲が定める通行料金等の引落し指定日に、乙の通行料金等の引落しが出来なかった場合もしくは甲が必要と認めた場合、次に掲げる支払い保証を求めることが出来るものと致します。
 - ① 甲が求める連帯保証人の提出
 - ② 甲が定めた保証金の積立
 - ③ その他甲が必要とする保証方法

第15条（カードの年会費）

1. 乙は、貸与されたカード枚数に応じ、毎年、年会費として所定の金額を甲に支払うものと致します。
2. 年会費は、カード利用の解約、カードの一部返却、カードの亡失等、理由のいかんを問わず返還致しません。

第16条 (カードの亡失)

1. 乙は、紛失・盗難等によりカードを亡失した時は、直ちに甲に連絡し、同時にカード紛失届を甲に提出して下さい。
2. 乙が、前項に定めるカード紛失届を提出した後に、発見したカードは利用出来ません。
3. 甲は、乙に所定の亡失処理手数料を請求するものと致します。

第17条 (カードの亡失責任)

1. 乙が、管理上の徹底不足、不注意等でカードの取扱いとしてふさわしくない事由によりカードを亡失したと甲が認めた場合には、甲の定める期間カードの再発行は出来ません。
2. 亡失したことにより生ずる一切の責任は、亡失事由のいかんにかかわらず、乙が負うものと致します。

第18条 (カードの追加発行)

1. 乙は増車等の理由によりカード枚数が不足したときは、カード追加依頼書及び必要書類を甲に提出することにより追加発行を受けることが出来るものと致します。
2. 甲は、乙にカード1枚につき所定の追加発行手数料を請求するものと致します。

第19条 (カードの再発行)

1. 乙は、カードを亡失した場合、または乙の責に帰すべき事由によりカードを破損等した場合は、当該カードを甲に返却すると共に、必要に応じ再発行の手続きを行って下さい。
2. 甲は、乙にカード1枚につき所定の再発行手数料を請求するものと致します。

第20条 (警告)

1. 乙は、カード利用に関し甲から警告を受けたときは、これに従い直ちに是正して下さい。

第21条 (カードの利用停止)

1. 次のいずれかに該当する場合は、甲は期間を定めて乙のカードの利用を停止するものと致します。

- ① 乙が、カード利用の有無にかかわらず不正な方法で通行料金を免れ、または免れようとしたとき。
- ② 乙が、カードを管理上の徹底不足、不注意等でカードの取扱いにふさわしくない事由等により亡失したとき。
- ③ 乙が、車両制限令に違反し行政処分を受けたとき。
- ④ 乙が、第11条2項に定める支払い期限までに利用料金を支払わないとき。
- ⑤ 乙が、この約款に違反する行為をしたとき。
- ⑥ 前条に定める場合のほか、利用料金の支払いが危惧される事由が発生したと甲が認めたとき。

第22条 (カードの利用承認取り消し)

1. 次のいずれかに該当する場合は、甲は乙のカード利用の承認を取り消すものと致します。この場合、乙は、直ちにカード返却届を添え、カードを甲に返却して下さい。
 - ① 乙が、カードを改変したとき。
 - ② 乙が、当該乙以外の者にカードを利用させたとき。
 - ③ 乙が、車両制限令に違反して有罪の裁判が確定したとき。
 - ④ 乙が、甲の督促にもかかわらず利用料金を支払わないとき。
 - ⑤ 乙が、この約款に違反する行為をし、その情状が重いとき。
 - ⑥ 乙が、甲より除名されたとき。

第23条 (カードの一部返却)

1. 乙の事由により不要となったカードは、速やかにカードの返却届けを添え、甲に返却して下さい。

第24条 (カードの利用解約)

1. 乙は、次のいずれかに該当する場合は、速やかにカード利用解約届けを添え、カードを甲に返却して下さい。
 - ① カード利用者が3ヶ月間、カードを利用しなかったとき。
 - ② カード利用者がカードを利用する必要がなくなったとき。
2. 前項第1号に該当する場合、甲は乙に対してカードの利用解約を請求出来るものと致します。

第25条 (届出事項変更届)

1. 乙は、甲に提出した書類に変更があったときは、速やかに届出事項変更届及び添付書類を甲に提出して下さい。

第26条 (必要書類の提出)

1. 乙は、カードの利用について甲が必要とする書類の提出を求められたときは、その書類を速やかに甲に提出して下さい。

第27条 (約款違反等によるカードの利用者責任)

1. 乙が本約款等に違反したことが原因で、甲が被る損害に対して乙は全額を弁償しなければならないものと致します。

第28条 (カードの有効期限)

1. カードの有効期限は、カード表面に記載された月の末日までと致します。

第29条 (合意管轄裁判所)

1. 乙と甲との間で訴訟が生じた場合は、訴額のいかんにかかわらず、甲を管轄する裁判所を合意管轄裁判所と致します。

第30条 (セディナETCカード法人会員規約の遵守)

1. 乙は、別途株式会社セディナが定める「セディナETCカード法人会員規約」を遵守し、カードを利用するものと致します。

第31条 (その他の事項)

1. 本約款に、特別に定めのない事項については、ETCマイレージ事務局が定める「ETCマイレージサービス利用約款」に準じて適用するものと致します。

第32条 (カードの手数料)

1. 甲は、乙に対して次の手数料を請求するものと致します。

① 事務代行手数料

項 目	手数料率	備 考
セディナE T Cカード 事務代行手数料	8%	セディナE T Cカード 1枚ごとの利用額に付き

※ 事務代行手数料はカード1枚毎の各高速道路株式会社の還元後の利用額で手数料を計算致します。

(円未満の金額は切り捨て致します)

※ 手数料には別途消費税がかかります。

② 諸手数料

項 目	金 額 (内税)	備 考
年 会 費	550 円	セディナE T Cカード1枚に付き 年度は、4月1日から翌3月31日までです。
亡失処理手数料	1,650 円	セディナE T Cカード1枚に付き
再発行手数料	550 円	セディナE T Cカード1枚に付き
追加発行手数料	550 円	セディナE T Cカード1枚に付き

付 則

このセディナE T Cカード利用約款は、平成17年3月8日より施行する。

このセディナE T Cカード利用約款は、平成17年11月26日より一部変更する。

このセディナE T Cカード利用約款は、平成21年4月1日より一部変更する。